

貴医療機関は道と令和7年10月1日付けで締結した医療措置協定において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の9項に規定する流行初期医療確保措置の対象である旨通知します。

令和8年1月14日

北海道知事 鈴木 直道

記

医療機関の詳細等

名 称 医療法人社団 上田病院
 所 在 地 室蘭市東町2丁目24番6号
 管 理 者 名 理事長 上田 哲史

【参考】

道における流行初期医療確保措置の基準について

区分	基準
第一種協定指定医療機関 (病床の確保)	①措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して概ね7日以内を目安に実施するものであること ②通知又は医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために確保する病床数が当該医療機関の病床数一般病床を基本の3%以上を目安とするものであること ③後方支援の役割を担うよう通知を受けた又は医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他病床の確保を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること
第二種協定指定医療機関 (発熱外来の実施)	①措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して概ね7日以内を目安に実施するものであること ②通知又は医療措置協定に基づき、1日当たり10人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること